

第 34 回延岡市農業委員会会議録

(令和 5 年 4 月 27 日)

1. 開催日時 令和5年4月27日(木) 午前9時30分から

2. 開催場所 中小企業振興センター 5階

3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5		6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13		14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19					

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4		5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14		15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19		20		21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 201 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案 第 202 号 農地法第5条の許可申請について
 議案 第 203 号 非農地証明願いについて

- 報告 第 131 号 農地法第4条の届出について
 報告 第 132 号 農地法第5条の届出について
 報告 第 133 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告 第 134 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第 46 号 農用地利用集積等促進計画(案)について
 協議 第 47 号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻里子
		農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 主事補	甲 斐 健 太

8. 会議の概要

	<p>(総会資料の一部訂正等)</p> <p>□議案第 202 号農地法第5条の許可申請について</p> <p>議案書 P6 整理番号1農地区分について現地調査の結果、第2種農地と判断されたので第2種農地に修正をお願いします。</p> <p>定刻となりましたので、会長お願い致します。</p>
議長	<p>皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第34回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数 19 名中 16 名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号8番 大戸孝一委員と委員番号 12 番 星川千鶴代委員の二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 201 号 農地法第3条 所有権の移転についてから議案第 203 号 非農地証明についてまでの議案3件、報告案件4件、協議案件2件となっています。議案書の確認をお願い致します。</p> <p>また、本日は、4月 18 日に開催された「第 10 回 延岡市農業委員会に関する検討委員会」の協議結果について後ほど報告していただきます。</p> <p>最後に、農地中間管理事業の制度変更がありましたので、本日、宮崎県農業振興公社の地域駐在員に制度説明をお願いすることになっております。</p>
牧野委員	<p>それでは、議案第 201 号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。なお、整理番号 11 番については、松田宗史委員と関連がございますので、退席後の審議となります。整理番号1番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号4番 牧野です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は下三輪町、畑1筆で面積は 437 m²です。譲渡人、譲受人共に下三輪町在住の方です。譲受人の経営状況は 12,805.11 m²で、労力人1人、理由は経営規模拡大です。</p> <p>4月 19 日に私と甲斐(秀)推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。申請地を今まで通り畑として使うようです。地域との調和要件についても何ら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号2番について、委員番号8番 大戸孝一委員より説明をお願い致します。</p>
大戸委員	<p>委員番号8番 大戸です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は北浦町市振、田2筆で合わせて 819 m²です。譲渡人、譲受人共に北浦町市振在住の方です。今回、贈与ということでの申請です。</p> <p>4月 19 日、譲受人の代理人である父親、松原推進委員、私とで現地調査を致しました。申請地はもともと譲受人の家の所有で、今回譲受人が戻ってきて耕作するということで譲渡人が所有権を戻してくれるということでした。現地は管理されており、今後は畑として使用するとのことでした。地域との調和要件も問題ありませんでした。特に問題無いと思いますので、</p>

<p>議 長</p> <p>星 川 委 員</p>	<p>皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>次に、整理番号3番について、委員番号 12 番 星川千鶴代委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 12 番 星川です。整理番号3番について説明致します。農地の所在は北浦町三川内、畑1筆で 849 m²です。譲渡人、譲受人共に北浦町三川内在住の方です。譲受人は水稲と露地野菜を作っており、労力人は3人で理由は経営規模拡大です。</p> <p>4月 18 日に私と小野推進委員、譲受人親子の4人で現地調査を致しました。譲受人の母親が申請地で長年野菜を作っており、地籍調査で譲渡人の土地と判明し、譲渡人から差し上げますよと言われたそうですが、購入となったようです。譲受人は農業に対する経験や意欲も十分であり、地域との調和要件も何ら問題ないようです。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>菊 池 委 員</p>	<p>次に、整理番号4番について、委員番号 15 番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 15 番 菊池です。整理番号4番について説明致します。所在は北方町南久保山地区、畑1筆で面積は 628 m²です。譲渡人は塩浜町在住、譲受人は北方町南久保山在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>4月 22 日、甲斐(正)推進委員、譲受人の立ち会いのもと現地調査を致しました。申請地は譲渡人が高齢でなかなか管理ができなかったため、隣に畑を持っている譲受人が管理していたそうです。譲渡人から所有権移転という話が出て今回の申請になったそうです。地域との調和要件も問題無いと思います。境界もはっきりしており、管理されていました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>花 畑 委 員</p>	<p>次に、整理番号5番について、委員番号 16 番 花畑志良一委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 16 番 花畑です。整理番号5番について説明致します。農地の所在は北方町川水流、畑1筆で面積は 302 m²です。譲渡人、譲受人共に北方町川水流在住の方です。譲受人も高齢ですが息子さんが市内在住で時々帰ってきて加勢をしてくれるようです。</p> <p>4月25日に木村推進委員、譲受人と私と3人で現地調査を致しました。周りは笹が生えていましたが、申請地はきれいに刈り取られてちゃんと管理されていました。何ら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p> <p>片 伯 部 委 員</p>	<p>次に、整理番号6番について、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 17 番 片伯部です。整理番号6番について説明致します。農地の所在は長浜町、田4筆、畑1筆で合計面積は 4,661 m²です。譲渡人、譲受人とも長浜町在住の方です。二人は親子で父親が高齢で農業ができないため農地を全て息子に生前贈与したいということで申請になりました。</p> <p>4月 25 日 横山推進委員、私、譲受人の3人で現地調査を致しました。地域との調和要件</p>

議 長	も問題なく、親から子への贈与で、田を耕作しているようですし、何も問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
原 田 委 員	次に、整理番号7番について、委員番号 18 番 原田博史委員より説明をお願い致します。
原 田 委 員	委員番号 18 番 原田です。整理番号7番について説明致します。農地の所在は無鹿町の田1筆、稲葉崎町の田6筆、稲葉崎町の畑1筆、計8筆、合計面積は 3,596 m ² です。譲渡人は兵庫県在住の方で高齢のため息子さんのところにいるので、以前から耕作をお願いしていた方に譲渡したいという申請です。譲受人は稲葉崎町在住の方で経営状況は 13,228 m ² 、理由は経営規模拡大です。
議 長	4月 23 日午前に久富推進委員と稲葉崎町の現地確認、午後に梅田推進委員と無鹿町の現地確認を致しました。譲受人が今まで耕作されていた土地を購入されたということで、何ら変わりなく、地域との調和要件も問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号8番および9番について、農地利用最適化推進委員の黒田啓睦委員より説明をお願い致します。
黒 田 (啓) 推 進 委 員	推進委員の黒田です。整理番号8番及び9番について説明致します。まず8番について説明致します。農地の所在は宇和田町、畑2筆で面積は 1,739 m ² です。譲渡人は父から申請地を相続した福岡県在住の方、譲受人は柚木町在住の方で、理由は経営規模拡大です。
黒 田 (啓) 推 進 委 員	4月 22 日、佐藤委員、譲受人と現地確認を致しました。この2筆は南北につながった形で1枚のようにになっている畑です。隣の田から水を引いて水田として活用したいということでした。譲受人は地域を代表する畜産農家ですが、畜産以外にも経営を拡大したいということで今回の申請になりました。何ら問題無いと判断致しました。
黒 田 (啓) 推 進 委 員	次に9番について説明致します。農地の所在は小峯町、田2筆で面積は 1,853 m ² です。譲渡人は野田町在住、譲受人は天下町在住の方です。
黒 田 (啓) 推 進 委 員	4月 22 日、佐藤委員、譲受人と現地確認を致しました。譲受人が耕作している天下町の農地の一部が公共事業の計画区域にはいつてしまったので、その代替地を取得するための申請です。中堅農家の方で経験、意欲とも十分で何ら問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号 10 番について、委員番号7番 松田純二委員より説明をお願い致します。
松 田 (純) 委 員	委員番号7番 松田です。整理番号 10 番について説明致します。農地の所在は鹿狩瀬町、田1筆で1,356 m ² です。譲渡人、譲受人とも鹿狩瀬町在住の方です。譲受人の経営状況はこの申請地を合わせて約 1.6ha になるそうです。譲渡人は高齢で後継者がいません。譲受人は隣の田を所有しており、3年程前からこの田を耕作しているので、譲渡人から譲受人に贈与の話があったようです。4月 23 日、私、遠田推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。譲受人は従来通りこの土地に水稻を作付けするとのことでした。譲受人の農業に対する意欲は十分であり、特に問題は無いと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願

		い致します。
議	長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事	務	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
		何かございませんか。
議	長	はい。矢野光一委員。
矢野(光)委員		はい。委員番号11番 矢野です。整理番号2番と5番の件ですが、譲受人の耕作面積が所有権移転後も3反に満たなくても所有権移転が可能になったのは今回からだと思いますが、そういったことの周知というのは市からしているのでしょうか。農業委員からも相談があった時にしっかり伝えていかなければならないということですよ。
議	長	はい。原田委員。
原田委員		委員番号18番 原田です。こういった重要なことは早めに伝えていかないといけないと思いますが。
事	務	たしかに周知が十分ではないと思いますので、早急にホームページ等で3反を満たさなくても農地取得は可能だということを周知していきたいと思えます。委員さんもお相談を受けた時にはそういうことをアピールしてもらいたいと思えます。ただし注意をして頂きたいのは3反要件がなくなっても他の要件がありますので、農業をする意志がないのに農地を取得するなどは無理な話です。そういったことも説明して頂きたいと思えます。周知に関しては早急にしていきたいと思えます。
議	長	委員さんに相談があった時には事務局の方に行って下さいと伝えたらいいかなと考えています。今の答弁でよろしいでしょうか。
		他にありませんか。
委	員	異議なし。
議	長	異議なしという事なので採決に入ります。整理番号1番から10番について承認される方は挙手をお願い致します。
委	員	(挙手)

議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>それでは、松田宗史委員は退席をお願いします。</p> <p>(松田(宗)委員が退席)</p> <p>次に、整理番号 11 番について、委員番号7番 松田純二委員より説明をお願い致します。</p>
松田(純)委員		<p>委員番号7番 松田です。整理番号 11 番について説明致します。農地の所在は尾崎町、田2筆で面積は 877 ㎡です。譲渡人は門川町在住の方、譲受人は祝子町在住の方です。譲受人の経営状況は約 2.6ha、労力人は2人です。理由は経営規模拡大です。申請地は 20 年以上、耕作放棄地の状態で、今まで隣の田を耕作している人たちが草刈りをしていました。一年程前から隣の田を耕作している譲受人が譲渡人に「どうにかして欲しいと言ったら、譲渡人は門川町在住であり、農業をする意志もないことから、「それなら買って欲しい」ということになり、申請になりました。</p> <p>4月 21 日、私、遠田推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。譲受人はこの農地に水稲作付けをするとのことで、地域との調和要件は問題ありませんでした。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分であり、特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。</p>
事務局		<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員		<p>異議なし。</p>
議	長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員		<p>(挙手)</p>
議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。松田委員の入室をお願いします。</p> <p>(松田(宗)委員が入室)</p>
議	長	<p>続きまして、議案第 202 号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、委員番号4番 牧野博文委員より</p>

	説明をお願い致します。
牧野委員	<p>委員番号4番 牧野です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は下三輪町、畑1筆で476㎡です。譲渡人は恒富町在住、譲受人は中島町在住の方です。</p> <p>4月24日、私と甲斐(秀)推進委員、事務局2人、県から2人、譲受人の代理人で現地調査を致しました。現地は地図では下三輪の長全寺の左側になり、山の麓になります。去年の5月に転用され、追認申請となります。林業をしている譲受人はこの土地を現状のまま資材置場として使いたいということです。地域との調和要件は何ら問題無いと判断致しました。みなさまのご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号2番について、委員番号9番 高橋正二委員より説明をお願い致します。
高橋(正)委員	<p>委員番号9番 高橋です。整理番号2番について説明致します。所在は片田町、畑3筆で面積は904㎡です。賃貸人は若葉町在住、賃借人は都城市の建設業の株式会社です。一時転用で理由は現場事務所及び資機材置場ということです。</p> <p>4月24日、県から2名、事務局から2名、賃借人の工事担当者、甲斐(安)推進委員、私の7名で現地調査を致しました。場所は地図を見てもらうとわかる通り、沖田稻荷大社が山頂にある麓です。工事担当者の話では、実際の工事は沖田稻荷大社の下の急傾斜地域の工事だそうです。畑では鉄板を敷いて工事完了まで使用して、その後は整地して戻すということです。特に問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号3番について、委員番号17番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。
片伯部委員	<p>委員番号17番 片伯部です。整理番号3番について説明致します。所在は東浜砂町、田2筆で面積は280㎡です。続きの1枚の田で、現状は畑になっています。譲渡人は日向市在住、譲受人は長浜町在住の方です。</p> <p>4月24日、県の担当者2名、事務局2名、私、横山推進委員、行政書士の7名で現地調査を致しました。地図を見てもらうとわかる通り、宅地の中の田で、周りは完全に宅地化しています。排水の問題はないです。行政書士によると、譲受人が奥さんの実家の近くの土地を探していたところ、すぐ近くにこの土地が見つかったということです。この件に関しては農地が近くにないので、何も問題無いと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番につきましては、山林、宅地で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、既に通路への転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されており、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号2番につきましては、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地の転用につきましては原則不許可となっておりますが、現場事務所及び資機材置場の一時転用ということで、終了後の原状回復を条件に許可相当と判断致しました。</p>

		<p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号3番につきましては、宅地で分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断しました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第203号 非農地証明願いについて提案致します。</p> <p>整理番号1番について、委員番号17番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。</p>
片伯部委員		<p>委員番号17番 片伯部です。整理番号1番について説明致します。所在は方財町、畑15筆、面積は5,574㎡です。申請人は小野町在住の方です。現況は原野で、申請理由は10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>4月24日、私、横山推進委員、甲斐(秀)推進委員、申請人の4名で現地調査を致しました。地図を見てもらうとわかる通り、申請地の後ろは川です。周りはほぼ竹林と木が生えており、どこが農地か全然確認できず、申請人もどこが自分の土地かわからない、草刈の区分もわからない状態でした。農地に変えるのは無理ということで、非農地として許可相当と判断致しました。</p> <p>今回、非農地証明としては何も問題ないのですが、近郊で農業をしている方もいるので、その後に第三者に転売するなら境界をしっかりと確認して頂きたいと思いました。</p>
議	長	<p>次に、整理番号2番について、委員番号18番 原田博史委員より説明をお願い致します。</p>
原田委員		<p>委員番号18番 原田です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は稲葉崎町、田1筆で689㎡です。申請人は稲葉崎町在住の方です。申請人のお父さんの時代に家を建てられたようですが、その横にある地目が田であるところの非農地証明願いを出されています。この土地は東側も北側も山林で、元々が山際の田であったようです。家は灌木に覆われており、奥の方は山になっていました。現況は原野で、申請理由は10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>3月30日に、久富推進委員、梅田推進委員、申請人の方と現地を確認致しました。こういう状況ですので、私達は非農地と判断しました。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はござ</p>

	<p>いませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第 131 号、農地法第4条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書に記載しておりますが、1件の届出があり、畑が2筆の 373 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 132 号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書に記載しておりますが、7件の届出があり、田が5筆の 1,402 m²、畑が5筆の 874 m²、計 10 筆の 2,276 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 133 号、農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書に記載しております2件の届出があり、田が7筆の 4,671 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 134 号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。議案書をご覧ください。今回 12 件の届出があり、田が 46 筆の 28,007 m²、畑が 30 筆の 7,793 m²、計 76 筆の 35,800 m²となっております。</p> <p>なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようなので報告を終わります。</p> <p>次に協議第 46 号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。それでは、農用地利用集積等促進計画(案)について説明致します。</p> <p>先月の総会でご説明いたしましたとおり、今月から配分計画はなくなり、農用地利用集積等促進計画に変わっております。</p> <p>こちらは、中間管理権の設定分についての集積、促進計画となります。</p> <p>議案書の 27 ページの整理番号1番と2番が川島地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号3番から5番が伊形地区での促進計画となっております。</p>

	<p>次に、整理番号6番から10番までが細見地区での促進計画となっております。 次に、整理番号11番が沖田第一地区での促進計画となっております。 次に、整理番号12番から27番までが東海地区での促進計画となっております。 次に、整理番号28番から41番までが個別案件での促進計画となっております。 最後に、30ページの整理番号1番と2番が耕作者変更の促進計画となっております。</p> <p>今回の促進計画では、29ページの表下にあるとおり18人の出し手から41筆、31,999㎡の農地を個人9人と4法人に配分しますとともに、耕作者変更については、30ページの表下にあるとおり1人の出し手から2筆、1,440㎡の農地を個人1人に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。 はい。松原推進委員。</p>
松原推進委員	<p>推進委員の松原です。最後の耕作者変更の案件の貸付期間が8年8カ月とあって、中途半端な期間に思われますが。</p>
事 務 局	<p>これは元々、自分から自分への契約だったのですが、その方がもう耕作することができなくなったので、契約途中で他の耕作者に変更したということで、こういう契約期間になりました。</p>
議 長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p>
井 本 委 員	<p>次に協議第47号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)についてですが、先日4月18日に「第10回 延岡市農業委員会に関する検討委員会」が開催されましたので、その報告を井本委員長よりお願い致します。</p> <p>それでは、先日、令和5年4月18日、午後7時から第10回延岡市農業委員会に関する検討委員会を開催しましたので、協議内容を報告致します。 まず出席者ですが、委員総数17名中9名の出席があり、検討委員会の規定により過半数に達していましたので、会議は有効に成立しておりました。</p> <p>検討内容は、「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」と、「その他」について協議を行いました。</p> <p>はじめに、令和5年度の「最適化活動の目標の設定等について」ですが、まず事務局から、最適化活動の目標を設定し、公表しなければならない根拠の説明がありました。</p> <p>内容的には、先週、事務局から送られてきた右肩に「目標の補足資料」と書いてあるものを合わせてご覧ください。 まず、1ページ目ですが、認定農業者数等の変更や、一番下の耕地面積が合計で10ha減っていることの説明がありました。</p> <p>次に2ページ目からが目標となります。まず農地集積ですが、集積面積が昨年度と比較して24.7ha増加し、集積率が18.1%となったとの説明がありました。しかし、農業従事者の減</p>

少や高齢化、更には農地の分散や狭隘な農地等が原因で農地の集積が進まないとの説明がありました。

目標としては、令和3年度に決定した最適化活動の指針に基づき 50ha としたとのことです。

委員からは、集積率が 18%ということは、残りの 82%は個人で経営しているということかや、人・農地プランの中心経営体は含まれないのか、更には畦畔(けいはん)を除去して2枚を 1 枚の田んぼにしているケースなどがあるが、集積には含まれないのかなどの質問がなされました。

事務局からは集積には定義があり、人・農地プランでの中心経営体は含まれていないなどの説明がありました。

次に遊休農地の解消ですが、昨年度の利用状況調査により、合計で、昨年度より 27.6ha 増加し 52ha になり、うち緑区分が新たに 10.1ha 発生し、黄区分が 17.5ha 増加して 41.9ha になったことの説明がありました。その課題として、記載してある通り、農業従事者の減少や高齢化、鳥獣被害等により今後も増加が見込まれることや、労働力や経費の面からみても解消が難しい状況にあるとのことでした。

それを踏まえて、目標としては新規に発生した緑区分 10.1ha の解消が目標とされました。

次に補足資料の3ページです。新規参入の促進ですが、過去3年間の新規参入者等の報告があり、令和4年度は 11 経営体の新規参入者があり、11.3ha の農地が利用されているとのことでした。

それを踏まえて、過去3年間の権利移動の平均 17ha の 1 割 1.7ha が目標とされました。

次に、活動日数ですが、令和4年度の実績が6日ということで報告がありました。それを踏まえて当初、事務局案としては7日ということになっていましたが、委員より、今年の1月から3月の実績が8日出来ているなら、少しは高い目標を掲げて頑張りましょうという意見が出され、8日という目標設定がなされました。

次に活動強化月間の設定ですが、3回は実施しなければならないということで、そこに記載されている通り 11 月から 1 月の3か月を強化月間として取り組むことになりました。

そして、最後が、新規参入の参加ですが、1回は必ず行わなければいけないということで、そこに書いてある通り、県農業振興公社が主催する就農相談会に参加するという説明がなされました。

以上が、令和5年度の目標の設定ということで事務局から説明がありました。

また、令和4年度の点検・評価として、皆さんの活動日数や農地集積などの実績が出てるので、それを自己点検・評価をしなければならないとの説明があり、点検・評価のお願いと、その点検・評価を基に、5月の総会で農業委員会としての評価をすることの説明がなされました。

さらに、その他については、農業委員会の令和5年度の主なスケジュールの説明がありましたが、詳細については、後ほど事務局から説明をお願いします。

以上で、第 10 回延岡市農業委員会に関する検討委員会の報告を終わります。

議 長

ただいま、検討委員会の報告がありました。事務局から何か補足はありませんか。

事務局	ただ今、井本委員長から検討委員会について報告いただきましたが、申し訳ありませんが検討委員会以降に変更がありましたので資料の差し替えをお願い致します。資料の(1)農地の集積(2)目標ですが、先日の検討委員会の段階では新規集積面積が50haだったのですが、県の農業会議の方から、最終的には国が目指している80%になるように今年の集積目標面積を設定してくださいとのことです。そういうことで、今年度の新規集積面積を1640.8ha、今年度末の集積面積(累計)が2,120haで、それを農地面積で割り戻すと今年度末の集積率を80%にしてくださいという指示がありました。大変申し訳ありませんが、差し替えをお願いします。
議長	ただ今、委員長報告と事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
原田委員	はい。原田委員。 委員番号18番原田です。県南、県央はほ場整備もかなり進んでますが、管内では元々の県北の農業形態、それと地形的な事情もあって集積が進みにくい状態にあります。ただ沖田等の作業がしやすいところは、かなり整備が進み、集積率が確実に上がっています。狭いところや谷あいのところでこの目標を達成できるかなと疑問に思います。この制度が始まった時に既に県南、県央は50%を達成していたのです。私が前任で会長だったときには管内の集積率が10%そこそこで、現在約18%とかなり上がってきています。80%という数字は達成できるとは思ってないですが、事務局としてこういう現実を踏まえているのか、気になったところですが。
議長	事務局、お願いします。
事務局	ありがとうございます。おっしゃる通り、現状18%で目標80%を掲げるのは一言で言えば無理な話と思います。80%という数字は国、県の目標設定で、私達としてはやむを得ずという思いがあります。80%は無理でも、18%を20%に上げようとか、25%にしていくとか、少しでも集積率を上げようとする努力は必要だと思いますので、お願いしたいと思っております。
議長	先日の検討委員会では県内の集積率の状況など出席の委員さんにはスライドで見て頂きました。たしかに原田委員の言われるように、県央の宮崎とか西都とか都農とかは集積率が70%を超えています。条件はたしかに違いますが、そういう状況でも少しでも集積率を上げていかないと農地は守れないと思いますので、少しでも目標に向かっているようにどうぞご協力をよろしくお願い致します。
議長	はい。原田委員。
原田委員	よくわかりました。それから現状及び課題のところにはほ場整備を1項目、入れた方がいいのではないのでしょうか。ほ場整備の遅れが大きく影響しているのではないかと思います。管内は谷あいの地形が多いのですが、それでも日向等は狭いところにはほ場整備をしています。行政の指導を更に一步進めた方がいいのではないかと思います。
議長	今、原田委員から農地の集積の課題に基盤整備の遅れを追加した方がいいのではないかとご意見ありましたが、皆様いかがでしょうか。
委員	異議なし。

